

別紙

東京グラフィックス発30-01号
平成30年4月4日

個人情報保護委員会
事務局長 其田 真理 殿

認定個人情報保護団体名
公益社団法人東京グラフィックサービス工業会
会長 菅野 潔 印

平成29年度の認定業務に関する報告について

1. 対象事業者：303社（平成30年3月31日現在）

2. 苦情の処理

（1）苦情受付：0件

（2）説明要求：0件

（3）資料要求：0件

3. 指導、勧告その他の措置

（1）指導：0件

（2）勧告：0件

（3）その他の措置：0件

4. その他の活動（情報提供等）

（1）情報提供

当会機関誌「月刊 東京グラフィックス」の誌面において、『リスクマネジメントと個人情報保護・BCP』を連載し、情報提供を行った。

（執筆は各号とも斎藤成専務理事）

平成29年4月号 利用目的・本人同意・適正取得・要配慮個人情報の取得
～個人情報保護法ガイドライン通則編から③～

平成29年5月号 直接取得・苦情処理・漏洩事故対応
～個人情報保護法ガイドライン通則編から④～

平成29年6月号 匿名加工情報の取扱いと作成方法

平成29年7月号 個人情報保護指針を改定

平成29年8月号 2017年情報セキュリティ10大脅威（組織編Ⅰ）

平成29年10月号 2017年情報セキュリティ10大脅威（組織編Ⅱ）

平成29年11月号 情報セキュリティ対策の基本（スマートフォン編）①

平成29年12月号 情報セキュリティ対策の基本（スマートフォン編）②

平成30年1月号 情報セキュリティ対策の基本（スマートフォン編）③

平成30年2月号 情報漏えい対策7つのポイント

（2）研修会の実施

平成30年2月26日に「改正個人情報保護法と新JIS全面改正等について」セミナーを実施し65名が参加した。講師は個人情報保護委員会・上席政策調査員岡田崇志氏、JIPDEC・プライバシーマーク推進センター次長 山田拓氏、及び東京グラフィックス専務理事・斎藤成の3氏で内容は、①平成29年に改正された個人情報保護法の解説、②JIS改定に伴う審査基準、③認定個人情報保護団体の役割。この講演内容は4月にJaGraBBにて放映する。

（3）規程の改正と周知

個人情報保護指針の改定について

平成29年5月30日の個人情報保護法改正を受けて、6月16日の当会理事会において個人情報保護指針を改定し、会員への周知及びホームページへの掲載によって公表した。

なお、改定作業は清水良二顧問弁護士を中心に学識経験者2氏と公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）理事及び同会から消費者団体としての意見を聴取し、作成した。

（4）相談や指導体制の強化

個人情報保護法の改定、JIS Q15001：2017年版への改定を受けて、会員からの相談事案は特にプライバシーマーク付与事業所から寄せられた。そこで、順次貴委員会からの情報やJIPDECからの情報を踏まえ、理事会、当会の個人情報保護委員会での協議を通じ、提供してきた。また、当会の全国団体である一般社団法人日本グラフィックサービス工業会がプライバシーマーク審査機関であることから審査業務を通じて直接の指導にも当たってきた。

加えて、プライバシーマーク付与希望社に対して数社が合同してコンサルタントによる付与のための研修会を持ち、プライバシーマーク申請へ至っている。現在、当会会員でプライバシーマーク付与事業者は100社を超えた。

個人情報保護の指導全般にわたっては、当会個人情報保護委員会委員をはじめ、事務局職員3名がプライバシーマーク主任審査員の資格を有しており、個別の相談に応じている。専門委員には弁護士、学識経験者、消費者団体役員がいるが、今後は情報セキュリティに精通した人物に委嘱を予定している。

苦情相談については、この1年間皆無だったが、常時当会事務局が対応できる

態勢を敷いており心配はない。

以 上